

別添1

31 静保健介第 5526 号
令和 2 年 3 月 2 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて (通知)

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
現在、各事業所においては感染症対策を徹底されているところかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、静岡市の指定地域密着型サービス事業者が設置する運営推進会議等の取扱いについて、下記の取扱いとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 運営推進会議等の開催について

運営推進会議の開催については、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱うことを可としますので、各事業所での判断をお願いします。

- (1) 開催する場合には、感染症拡大防止のため、出席者にはマスクの着用や手洗い、アルコール消毒等の感染防止対策の徹底及び 37.5℃ 以上の発熱がある方には出席を辞退してもらう等の対応を徹底してください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由に、運営推進会議等の開催を延期または中止する場合であっても、本市では運営基準違反とならない取扱いとします。ただし、当該理由で開催を中止した場合は以下の点に御留意ください。
 - ・構成員に対し、資料を送付する等、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。
 - ・本来の開催予定日、中止等の理由、上記の対応内容及び受けた評価等の記録を作成し、当該記録を公表してください。

【参考】介護保険最新情報 vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 3 報)」

問 8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

答 8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、感染拡大防止の観点から、文書により情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

2 外部評価の取扱いについて

運営推進会議を活用した外部評価の取扱いについても上記 1 のとおりとします。なお、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、静岡県と協議の上別途お知らせします。

【参考】介護保険最新情報 vol. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 3 報)」

問 10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去 1 年間に 6 回以上開催していることが実施回数の緩和要件となっているが、運営推進会議を開催できなかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

答 10 外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

3 その他

- (1) 本通知の有効期間は令和 2 年 3 月 31 日までとします。ただし、この有効期間後にも本取扱いを継続する必要があると判断する場合には、改めて通知します。
- (2) 本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- (3) 本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部
介護保険課事業者指導第 1 係
電話：054-221-1088 FAX：054-221-1298
メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

別添 2

31 静保健介第 5730 号

令和 2 年 3 月 16 日

認知症対応型共同生活介護事業所

管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る 認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の取扱いについて (通知)

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
認知症対応型共同生活介護の外部評価の取扱い及び外部評価の実施回数緩和に係る取扱いについて、本市では下記のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 令和元年度の外部評価の実施について

コロナウイルス感染防止のため、令和元年度に予定していた外部評価の実施を延期する場合は、令和 2 年度中に令和元年度分の外部評価の実施をしてください。

なお、中止した場合には令和元年度分の外部評価を実施したとはみなしませんのでご留意願います。

2 令和 2 年度の外部評価実施回数緩和に係る外部評価の提出期限について

(1) 令和 2 年 3 月までに令和元年度分の外部評価の実施を予定していた事業所がコロナウイルス感染防止のため、外部評価の実施を令和 2 年度に延期したときは、令和 2 年 9 月末までに令和元年度分の外部評価結果を本市に提出していることが確認できた場合に限って、外部評価の回数緩和の適用要件を充足しているものとして取扱います。

(2) 申請については、別添「令和 2 年 3 月 4 日付け福指号外」の 2 (2) を御参照ください。

<参考>

静岡県からの通知：令和 2 年 3 月 4 日付け福指号外

3 令和 2 年度の外部評価実施回数緩和に係る運営推進会議の取扱いについて

令和元年度中に運営推進会議を 5 回実施しており、かつ、新型コロナウイルス感染症への対応として、6 回目を以下の取扱いにより中止した場合は、6 回以上開催されているとみなします。

- (1) 構成員に対し、資料を送付する等、活動状況の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けていること。
- (2) 本来の開催予定日、中止の理由、上記 (1) の対応内容及び受け付けた評価等の記録を作成し、当該記録を公表していること。
- (3) (2) の記録を本市に提出していること。(記録を作成後速やかに提出してください。)

<提出・問い合わせ先>

〒420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号 14 階

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

介護保険課 事業者指導第 1 係

電話：054-221-1088 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

(別添)

福 指 号 外
令和2年3月4日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る地域密着型サービスの
外部評価実施等の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止(以下「コロナウイルス感染防止」)
のため、地域密着型サービスの外部評価実施等について、本県では下記のとおり
の取扱いとしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和元年度の外部評価の実施について
コロナウイルス感染防止のため、令和元年度に予定していた外部評価の実
施を延期する場合は、令和2年度中に令和元年度分の外部評価の実施をして
ください。なお、中止した場合には令和元年度分の外部評価を実施したとは
みなしませんのでご留意願います。
- 2 令和2年度の外部評価実施回数緩和の適用について
 - (1) 令和2年3月までに令和元年度分の外部評価の実施を予定していた事業
所がコロナウイルス感染防止のため、外部評価の実施を令和2年度に延期
したときは、令和2年9月末までに令和元年度分の外部評価結果を市町に
提出していることが確認できた場合に限って、外部評価の回数緩和の適用
要件を充足しているものとして取扱います。
 - (2) 令和2年3月までに外部評価を実施した事業所は、例年と同様に外部評価
実施回数緩和の申請を受け付ける予定です。なお、(1)に該当する事業所の
申請受付については別途お知らせします。

担当 介護指導第2班
電話 054-221-3243